

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(外務省)

事業名	途上国の要望を踏まえた工業用品・食糧等の供与	担当部局庁	国際協力局	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度	担当課室	開発協力総括課	課長 本清 耕造	
会計区分	一般会計	施策名	IV-1 経済協力		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項ハ	関係する計画、通知等	「東日本大震災からの復興の基本方針」大震災の教訓を踏まえた国づくり(P23、5(4)③(ii))及び政府開発援助(ODA)大綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本年7月に東日本大震災復興本部が決定した「復興基本方針」において、ODAを活用して製品の安全性・優位性をアピールすることも含め、被災地製品の海外の販路拡大を図ることが記載され、また、本年6月に当省が公表した「平成23年度国際協力重点方針」では、本年3月に発生した東日本大震災からいち早く復興するため、国際社会とも協力しつつ、官民一体となった「開かれた復興」を進めていくこととしている。				
事業概要 (5行程度以内。別添可)	工業用品等については、東日本大震災の被災地で生産されている品目(車両、電気製品、医療機器など)から適格供与品目リストを作成し、被援助国が同リストから希望するものを調達する。 食糧援助については、東日本大震災の被災地に所在する水産加工企業(以下「被災地企業」という。)が製造する加工品(サバ缶詰、サンマ缶詰等)を食糧援助の供与品目として、被災地企業の生産・稼働状況や供給能力の復旧状況等を勘案しつつ、WFPを通じた各国からの支援要請に基づき、効果的な連携の下で供与を実施する。なお、被災地で調達する水産加工品については、供与前の食品衛生上の検査や放射線量の検査証明書の発行を含め、検定を実施し安全性の確認ができたもののみ活用する。また、相手国に対してもこうした点を適切に説明する。				

実施方法 直接実施 業務委託等 補助 貸付 その他

23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計
	-	-	-	5,000	5,000

成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
		23年度	(年度)			
工業用品及び水産加工品等の開発効果 被災地の雇用創出 被災地の経済復興の促進 開発途上国の経済社会開発の促進(含む、水産加工品の供与による栄養改善) 被災地産品の風評被害の払しょく		①工業用品等の調達40億円分 ②水産加工品の調達10億円分 分による被災地の経済復興促進及び供与先途上国の経済社会開発促進	-	工業用品及び水産加工品等の供与先国 <small>※上段()書きは予算措置の果報に係る見込み</small>	国	(-) ①15~20カ国 ②5~6カ国
成果目標 (アウトカム)				活動指標 (アウトプット)		
単位当たりコスト	(想定)工業用品等:1~3億円/1カ国 (想定)水産加工品:1~2億円/1カ国		算出根拠	(想定)①工業用品等:15~20カ国程度に対し総額40億円を供与。 (想定)②水産加工品:5~6カ国程度に対し総額10億円を供与。		

事業所管部局による点検

項目	内容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。	<p>「復興への提言」 ●「復旧・復興過程の進捗、日本産品や日本への渡航の安全性について、海外に対する的確かつ迅速な情報発信を、これまで以上に積極的かつきめ細やかに行う必要がある。」(p.33) ●「日本産品の市場を、日本国内のみならず、アジアをはじめ世界に広く求めていかなければならない。引き続き自由貿易体制の推進により、日本企業および日本産品の世界における平等な競争機会に努めるほか、被災地産品の海外での販路拡大を図ることによって、被災地の雇用の創出や経済の発展を促進する。」(p.34)</p> <p>「東日本大震災からの復興の基本方針」 ●「外国の活力を取り込んだ被災地域の復興と日本経済の再生を図るため、引き続き自由貿易体制を推進し、日本企業及び日本産品の平等な競争機会の確保に努めるほか、ODAを活用して製品の安全性・優位性をアピールすることも含め、被災地産品の海外の販路拡大を図る。」(p.23)</p> <p>以上の施策の考え方との整合性がとられている。</p>
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災地の復興には地元経済の回復・活性化が緊急的な課題だが、そのような中で、予期せぬ福島原発事故の発生により、安全性を懸念する海外諸国が日本産品の輸入に慎重になるなど風評被害が生じており、このことが被災地の経済復興の妨げの一因となっている。 途上国の要望を踏まえ、安全性の確認された品目を供与することで、風評被害に悩む同品目の優位性を対象国にアピールし、かかる実績を広報すること等を通じて被災地の雇用創出や経済復興を促進することは、我が国の緊急的な課題及び被災地のニーズであり、優先度が高い。

<p>効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。</p>	<p>本件支援を通じ安全性の確認された水産加工品や工業用品をアピールすることが可能であり、また、我が国のみでなく、被援助国における積極的な供与実績の広報を実施することで、被援助国さらには周辺国に対する広報効果は高く、風評被害の払しょくにつながる事が期待できる。</p>
<p>費用対効果や効率性の検証が行われたか。</p>	<p>本件支援を実施することで、潜在的な工業用品及び水産加工品のニーズを掘り起こし、いわば「呼び水効果」によって、海外への販路拡大などが促進され、今回の供与規模以上の経済的なプラス効果が期待される。それにより、被災地企業の雇用拡大や同地域における経済的復興に寄与する。</p>
<p>国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。</p>	<p>既存の支援スキームの枠組みを利用するため、関係機関の役割分担は明確である。(①工業用品等の場合、被援助国政府が調達代理機関を活用して民間企業から工業用品等を調達。②食糧援助の場合、世界食糧計画(WFP)が食糧を調達し、被援助国政府に供与)。</p>
<p>他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。</p>	<p>平成23年度第3次補正で実施される他の事業との重複・矛盾はない。また、被災地で調達する水産加工品については、供与前の食品衛生上の検査や放射線量の検査証明書の発行を含め、検定を実施し安全性の確認ができたもののみ活用する。また、相手国に対してもこうした点をきちんと説明する。</p>
<p>事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。</p>	<p>既存の支援スキームの枠組みを利用するため、迅速な着手・執行が可能。また、工業用品等の場合、中立的な調達代理機関を活用して工業用品等を調達すること、②食糧援助の場合、世界食糧計画(WFP)が食糧を調達することから、事業の透明性が確保され、進行管理が適切に行われる仕組みとなっている。</p>

- 注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
- 注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円 /)」などと記入すること。
- 注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。